

町民の皆さまへ

令和2年5月25日、政府は、首都圏の1都3県及び北海道について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を解除し、全ての都道府県において、緊急事態宣言が解除されました。

これまで、三春町民の皆さまからは、感染者が確認されておらず、感染拡大が抑えられている状況にあり、これは皆さまの御理解と御協力の賜物であると、敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

一方で、新型コロナウイルスとの闘いは長期戦になります。今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあり、依然として先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いています。

先般示された政府の方針及び県の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」の改定等を踏まえ、町民の皆さまに、当面、6月1日から6月18日までの間、次の点について、改めてお願いをいたします。

一点目は、「新しい生活様式」の定着についてであります。町民の皆さまにおかれましては、引き続き、「3つの密」を避けるとともに、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保といった基本的な感染対策を継続するという「新しい生活様式」を徹底していただくようお願いいたします。

また、5月25日、緊急事態宣言が解除された首都圏の1都3県及び北海道との不要不急の往来は、6月18日までの間、出来るだけ控えていただくようお願いいたします。

接待を伴う飲食業等については、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインが策定され、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き、外出を控えていただくようお願いいたします。

次に、イベント等に関する協力のお願いについてであります。6月18日までの間は、引き続き、適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数としていただくようお願いいたします。

地域で行われるお祭り等の行事については、全国的または広域的な人の移動が見込まれず、参加者がおおよそ把握できる場合には、適切な感染防止策を講じた上での実施をお願いいたします。全国的または広域的な人の移動が見込まれるイベントや参加者の把握が困難なイベントについては、中止を含めて慎重な対応をお願いいたします。

最後に、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されましたが、これは決して「安全宣言」を意味するものではありません。新型コロナウイルスについては、今後も持続的な対策が必要になります。私たち一人一人がこれまでの日常生活における行動を変え、「新しい生活様式」を定着させていくことが強く求められています。その実践方法等については、お配りした「三春町新型コロナかわら版 第2版」を参考にご覧ください。

自分を守ること、そして、自分の大切な人を守る行動が、医療現場の負担を減らし、社会を守ることにつながります。他人への思いやりを持って、辛抱強く、様々な努力と工夫を重ねながら、町民一丸となって、この困難、難局を乗り越えていくことが出来るよう、皆さまの御理解と御協力を重ねてお願いいたします。